

サービスの提供	サ一 29 利用者の職場への定着を促進するため、サービスの提供により就職した利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。	略	サービスの提供	サ一 1～28 略	略
記録の作成及び保存	1 略 2 条例別表第6記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	略	記録の作成及び保存	1 略 2 条例別表第6記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	略
略					略

備考 略

備考 略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	サ一 30 利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施すること。 31 略 32 略 33 略 34 略 35 略	略
記録	1 略	略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	サ一 1～29 略	略
	30 略	
	31 略	
	32 略	
	33 略	
	34 略	
記録	1 略	略

の作成及び保存	2 条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	の作成及び保存	2 条例別表第7記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略
事故等への対応	別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	略	別表第3事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。

備考 略

備考 略

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	1 略 2 条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	略
略		

備考 略

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	1 略 2 条例別表第8記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	略
略		

備考 略

別表第9（第11条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) 就労定着支援員 常勤換算をして利用者の数を40で除した数以上 (2) サービス管理責任者 利用者の数 (同一の事業所において、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を一括りに運営している場合にあって

	<p>は、それぞれの事業の利用者の合計数。以下この号において同じ。) が60人以下の場合にあっては1人以上、60人を超える場合にあっては利用者の数から60を控除した数を40で除した数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）に1を加えた人数以上</p> <p>2 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。</p> <p>4 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>	
サービスの開始及び終了	別表第1 サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。	
個別支援計画	別表第2 個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
サービスの提供	<p>1 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供し、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者であること。</p> <p>2 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>4 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求めら</p>	

- れたときは、これを提示させること。
- 5 利用者等から徴収できる費用は、サービスの提供に要する費用のほか、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。
- 6 利用者等から交通費その他の費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その使途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第8号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。
- 7 訓練等給付費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。
- 8 訓練等給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。
- 9 利用者等から費用を徴収した場合は、領収証を利用者等に対し交付すること。
- 10 2以上の指定障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者に支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。
- 11 法第29条第4項の規定により利用者に代わって訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該訓練等給付費の額を通知すること。
- 12 訓練等給付費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。
- 13 利用者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- 14 個別支援計画に基づき、利用者的心身の状況等に応じて、その者の支援を適切

- に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。
- 15 懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 16 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 17 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。
- 18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。
- (1) 他の指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者的心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 19 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。
- 20 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。また、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 21 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めること。
- 22 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。
- 23 サービスを適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うよう努めること。

	<p>24 広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとしないこと。</p> <p>25 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないこと。</p> <p>26 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>27 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供すること。</p> <p>28 1月に1回以上、利用者に面接しサービスの提供を行うこと。また、1月に1回以上、利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>29 サービスの提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。</p>	
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第13号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 条例別表第9記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p>	

	(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう 書類 10年間 (3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の 記録 5年間	
事 故 等 へ の 対 応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基 準を満たすこと。	

備考 この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数（新規に事業を開始する場合は、その推定数）をいう。

別表第10（第12条関係）

区分	指定基準
従業者 者の 配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) 地域生活支援員 利用者の数が25人以下の場合にあっては1人以上、25人を超える場合にあっては利用者の数から25を控除した数を25で除した数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）に1を加えた人数以上 (2) サービス管理責任者 利用者の数が30人以下の場合にあっては1人以上、30人を超える場合にあっては利用者の数から30を控除した数を30で除した数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）に1を加えた人数以上</p> <p>2 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。</p> <p>4 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>
サ ー ビ ス の 開 始 及	別表第1サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。

び終了		
個別支援計画	別表第6個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
サービスの提供	<p>1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること。</p> <p>2 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>4 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>5 利用者等から徴収できる費用は、サービスの提供に要する費用のほか、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。</p> <p>6 利用者等から交通費その他の費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その使途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第8号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。</p> <p>7 訓練等給付費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。</p> <p>8 訓練等給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。</p> <p>9 利用者等から費用を徴収した場合は、領収証を利用者等に対し交付すること。</p> <p>10 2以上の指定障害福祉サービス事業者</p>	

のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者に支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。

- 11 法第29条第4項の規定により利用者に代わって訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該訓練等給付費の額を通知すること。
- 12 訓練等給付費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。
- 13 利用者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- 14 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。
- 15 懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 16 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 17 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。
- 18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。
 - (1) 他の指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者的心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域

において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

19 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。

20 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。また、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

21 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めること。

22 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。

23 サービスを適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うよう努めること。

24 広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとしないこと。

25 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないこと。

26 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

27 おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

28 利用者からの通報があった場合には、速やかに居宅への訪問等による状況把握を行い、状況に応じて、利用者の家族、

	<p>利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じること。</p> <p>29 利用者的心身の状況及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。</p>	
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 条例別表第1事故等への対応の項 第3号及び第5号の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第13号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 条例別表第10記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>	
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	

備考 この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数（新規に事業を開始する場合は、その推定数）をいう。

別表第11（第13条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 日中サービス支援型事業所以外の事業所にあっては、従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあっては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 日中サービス支援型事業所にあっては、従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数は、常勤換算</p>

別表第9（第11条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあっては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

		<p><u>をして利用者の数を5で除した人数以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数は、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人數以上とすること。</u></p> <p>ア <u>障害支援区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数</u></p> <p>イ <u>障害支援区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数</u></p> <p>ウ <u>障害支援区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数</u></p> <p>エ <u>障害支援区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</u></p> <p>(3) <u>サービス管理責任者の数は、利用者の数が30人以下の場合にあっては1人以上、30人を超える場合にあっては利用者の数から30を控除した数を30で除した数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）に1を加えた人数以上とすること。</u></p> <p>3 <u>日中サービス支援型事業所にあっては、前号の従業者のか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の世話人又は生活支援員に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせること。</u></p> <p>4 <u>従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	
			略
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	別表第2個別支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	
サ 一 ビ 斯 の 提 供	1～31 略 32 略 33 略 34 略 35 略	1～31 略 32 <u>利用者について、自立訓練（生活訓練）を行う事業者との連絡調整、余暇活動の支援等に努めること。</u> 33 略 34 略 35 略 36 略	

	36 略 37 略 38 略 39 <u>日中サービス支援型事業所においては、短期入所（併設事業所又は単独型事業所において行うものに限る。）のサービスを提供すること。</u> 40 <u>日中サービス支援型事業所においては、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させること。</u> 41 <u>日中サービス支援型事業所においては、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行うこと。</u> 42 <u>日中サービス支援型事業所においては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずる機関に定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、助言等を求め、それらを記録すること。</u> 43 略 44 略 45 略 46 略		37 略 38 略 39 略 40 略 41 略 42 略 43 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 <u>(3) サービスの提供の項第42号の規定による報告、評価、助言等に係る記録</u> <u>(4) サービスの提供の項第46号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録</u> 2 条例別表第11記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略 略	記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 <u>(3) サービスの提供の項第43号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録</u> 2 条例別表第9記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略 略
別表第12（第14条関係）	別表第10（第12条関係）		
略	略		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第23号

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(障害者支援施設の基準) 第3条 略 2 略	(障害者支援施設の基準) 第3条 略 2 略 <u>3 施設障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援を一体的に行う施設については、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）別表第2の1の表及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）別表第6の1の表に掲げる基準を満たしているときは、前2項に定める基準を満たしているものとみなす。</u>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。